

○国債証券類見本の交付取扱方に関する件

(昭和47年2月21日 蔵理第617号)
(大蔵省理財局長から 日本銀行国
債局長あて)

昭和47年2月17日付国債第71号をもつて伺出のあつた標記のことについては、貴行伺出のとおり取扱つてさしつかえない。

(照会内容)

首題の件に関し、今後、貴局ならびに国債事務を取扱う本行の本店、支店、代理店、国債代理店および国債元利金支払取扱店に対しては、新様式証券発行の場合または代理店等を新設の場合に、必要最少限の枚数を交付する扱いといたしたくお伺いします。

また、下記の機関に対しては、本行が必要と認めた場合に必要最少限の枚数を交付する扱いとするほか、現在、証券会社および警視庁に対し貸与している国債証券の見本についてもこれを交付の扱いに変更することといたしたく、日本銀行国債事務取扱規程（大正11年大蔵省令第32号）第23条の規定に基づき、併せてお伺いします。

記

1. 国債証券の元利金の支払事務を取扱う郵便官署
2. 国債証券にかかる給付金等の受給権の認（裁）定機関および国債証券の交付通知書の交付を行なう機関
3. 記名国債証券の担保融資を行なう金融機関
4. 証券会社（国債の募集取扱および引受を行なうものに限る。）
5. 国債を上場する証券取引所
6. 大蔵省印刷局
7. 本行の調査局、証券局および横浜事務所
8. 警察庁、警視庁および道府県警察本部